

〈中津川運動公園使用料〉

(単価:円)

施 設 名		使 用 料	
野 球 場		1時間までごとに	530
テニスコート (1コート)		1時間までごとに	160
グラウンド		1時間までごとに	270
ゲートボール場 (1コート)		1時間までごとに	100
照明設備	野 球 場	15分までごとに ただし、使用者が公共に使用する者の場合	1,050 690
	テニスコート	15分までごとに ただし、使用者が公共に使用する者の場合	530 120

(注) 1 使用時間には準備、現状回復及び休憩時間に要する時間を含むものとする。

2 本表中、公共に使用する者とは、津南町公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和60年教育委員会規則第1号）第12条に規定する者をいう。